

✿ 令和4年度 稲沢市一般不妊治療費補助制度のご案内 ✿

1 対象者

- ・原則婚姻届を出している夫婦。(事実婚関係にある者を含む)
- ・夫又は妻又は両方が、稲沢市に住所があるかた。(稲沢市に在住中に受けた治療が対象)

2 対象治療

- ・産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊検査・一般不妊治療を受けていること。(体外受精・顕微授精・第三者からの卵子、胚の提供による不妊治療を除く)
- ・文書料・個室料など治療に直接関係のない費用は対象外。
- ・本事業の補助を受け出産後、新たに子を得る治療。(4 補助期間※1 参照)

3 補助額

2年間で本人負担額の2分の1(上限50万円)。

ただし、1年度(3月診療分から翌年2月診療分)ごとに申請してください。

4 補助期間

補助を開始した診療月から継続する2年間。

※1本事業の補助を受け出産後、新たに子を得る治療を行う場合は、再度「新規の申請」として取り扱います。
(流産等により、新たに子を得る治療を行う場合も同じ。)

※2治療中に稲沢市に転入された場合は、**補助期間、金額が変更となる場合があります。**(～よくある問合せ～
Q4 参照)

※3稲沢市から転出される場合は、**転出前**に補助金交付申請をしてください。

※4医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合は、補助期間を延長することができます。

5 申請期限

令和4年4月1日(金)～令和5年3月17日(金)(令和4年3月～令和5年2月の診療分について)

期限を過ぎると受付できません。

6 申請に必要な書類・持ち物等

- ①「一般不妊治療費補助金交付申請書」
- ②「一般不妊治療費補助金事業に関する同意書」
- ③「一般不妊治療費補助事業受診等証明書」
- ④「一般不妊治療費補助金交付請求書」
- ⑤病院または処方薬局の領収書・明細書(原本が必要。健康推進課でコピーをとり、原本を返却します。)

保険診療分は領収書・明細書の両方が必須。

保険診療分以外の本人負担額(10割負担)についても、基本的には領収書・明細書の両方が必要となりますが、明細書が発行されない場合は、健康推進課へご相談ください。

- ⑥夫と妻の健康保険証(原本が必要。健康推進課でコピーをとり、原本を返却します。)
- ⑦申請名義者の預金通帳(振込口座を確認するため)

裏面に続きます

- ⑧母子健康手帳又は医師の診断書(4 補助期間)※1、※4に該当するかた)
- ⑨戸籍謄本 (「新規の申請」のかたで本籍が稲沢市外のかたのみ必要。3か月以内に交付されたもの)
※事実婚関係で申請する場合、本籍が稲沢市外のかたは、新規・継続に関わらず戸籍謄本が必要です。
- ⑩住民票 (住民票が稲沢市にあるかたは不要。夫及び妻いずれかが市外住民の方は必要。)
- ⑪事実婚関係の方のみ「事実婚関係に関する申立書」(必要な方はダウンロードするか、お申出ください。)

7 申請場所

- ・稲沢市保健センター TEL:(0587)21-2300 (平日8:30~17:00)
稲沢市稲沢町前田365番地16
- ・稲沢市保健センター祖父江支所 TEL:(0587)97-7000 (平日8:30~17:00)
稲沢市祖父江町山崎鶴塚275番地1

8 申請後の流れ

- ①治療内容や金額を審査します。書類の不備や金額の訂正などがある場合は、連絡を差し上げることがあります。
- ②治療内容等について、医療機関や、転入前市町村に問い合わせる場合があります。
- ③補助金の交付が決定後、「一般不妊治療費補助金交付決定通知書」をご自宅に送付します。
- ④補助額の確定や振り込みには1~2か月程度かかる場合があります。

9 注意事項

- ・期限間際は、混み合うことがありますので、治療が終了次第、早めに申請してください。

<申請のタイミング>

妊娠成立時・令和4年度(令和4年3月~令和5年2月)の治療終了時・転出前・補助期間終了

- ・確定申告で医療費控除を受けられるかたは、必ず**確定申告の前**に保健センターに申請してください。
なお、補助額の確定に時間を要しますので、確定申告の予定がある方はお早めに申請をお願いします。

申請の際は、書類の不備や確認作業、問い合わせなどにより時間を要することがありますので、余裕をもってお越しください。※申請時、30分~60分程お時間をいただく場合があります。

- ・7 申請場所 で説明と書類のお渡しもできます。

10 問合せ先

- 申請手続き等でご不明な点は、下記までお問い合わせください。
稲沢市健康推進課(保健センター) TEL:(0587)21-2300

～よくあるお問い合わせ～

Q1 複数の医療機関で治療していますが、申請できますか？

はい。ただし、それぞれの医療機関の「一般不妊治療費補助事業受診等証明書」が必要です。

Q2 治療中に流産した場合は、必ず医師の診断書が必要ですか？

いいえ。「**新規の申請**」として**補助期間の延長を希望される場合のみ**医師の診断書が必要となります。診断書等の文書料は対象外となりますので、ご注意ください。

その場合、必要書類についてお伝えしますので、健康推進課までご相談ください。

Q3 本籍地は稲沢市にありますが、番地までわかりません。どうしたらいいですか？

詳細な番地まで記載がない場合は、受理できません。当課ではお調べできかねますので、稲沢市役所の市民課で戸籍謄本を発行し、ご確認ください。

Q4 他市で一般不妊治療をしていました。稲沢市でも一般不妊治療費補助制度の申請が受けられますか？

転入される前の市町村で一般不妊治療費補助制度を受けられたかたは、補助額及び補助期間が通算される場合があります。その場合、補助額や補助期間が超えていると申請が受けられません。事前に健康推進課までご相談ください。

Q5 確定申告で医療費控除を受ける予定があります。申請はいつ行けばいいですか？

必ず確定申告をする前に、申請に来てください。

Q6 稲沢市から転出をしました。稲沢市にいた時の一般不妊治療費補助制度は受けられますか？

転出後は申請を受けられません。必ず**転出前**に申請してください。

Q7 申請書や同意書、請求書の書き方で注意することはありますか？

記入例を参考にしてご記入ください。以下がポイントです。

- ・日付は、記載しないこと
- ・申請者、請求者、口座名義人は、同一のかたであること
- ・申請書・請求書の金額に関する項目は、記載しないこと
- ・同意書の戸籍は、番地まで書かれていること
- ・ご不明な記入箇所は、空欄のままでも可(申請時に記入していただきます)

Q8 平日は夫婦とも仕事をしており、申請に行くことができません。郵送でも申請できますか？

郵送による申請はできません。どうしても難しい場合は、早めにご相談ください。

Q9 第1子を不妊治療せず出産した後、第2子を希望しています。一般不妊治療の対象になりますか？

対象になります。第3子以降を希望する場合も同様です。